

外環道東名ジャンクション周辺地区

街づくり オープンハウス

【展示パネルのご案内】

1. はじめに

パネル ①

2. 街づくりルールの見直しについて

パネル ②～④

- (1) 区画道路の配置
- (2) 隅切の確保
- (3) 建築物の不燃化

3. 街づくりルールの検討案

パネル ⑤～⑮

- (1) 街づくりの目標
- (2) 土地利用の方針
- (3) 地区施設（道路、公園）の整備の方針と配置等
- (4) 用途地域の検討案
- (5) 地区別のルール
 - ①住宅地区
 - ②田直住宅地区
 - ③喜多見東住宅地区
 - ④世田谷通り沿道地区
 - ⑤多摩堤通り沿道地区
 - ⑥高速道路周辺地区
- (6) 各地区共通のルール

4. 今後の進め方

パネル ⑯

5. 市街化の履歴

パネル ⑯～⑰

令和6年2月21日(水)17:00～20:00、22日(木)15:30～17:30、23日(金)14:00～16:30

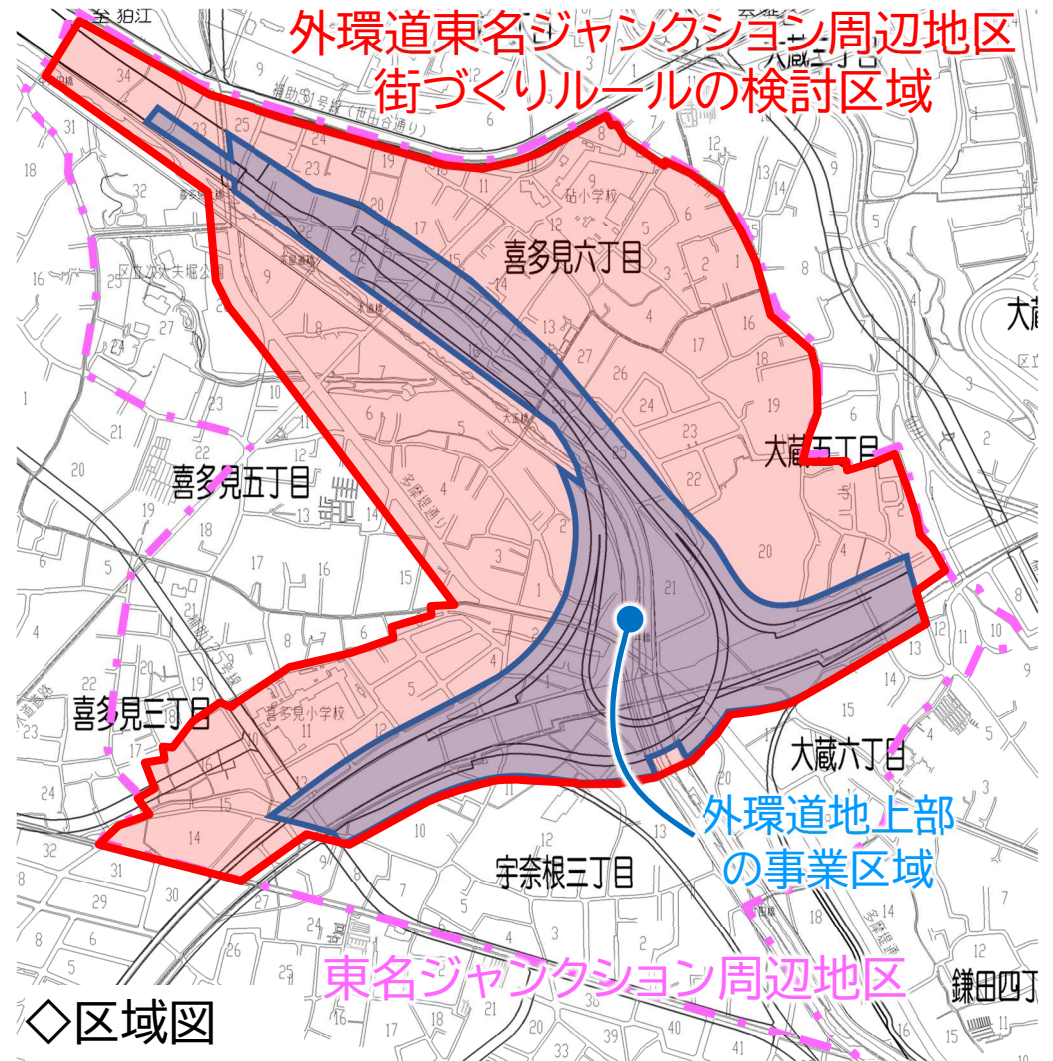
世田谷区 砧総合支所 街づくり課

(1) はじめに

本地区では、良好な街並みやにぎわい形成、基盤整備を促進するための街づくりの検討を進めています。令和2年2月には、地区計画（素案）の説明会を開催し、区はいただいたご意見をもとに街づくりのルールを検討してきました。

関係所管との調整に時間を要したこともあり、ご説明までに長らくお待たせしてしまい、申し訳ありません。

本日のオープンハウスは、見直し後の街づくりのルールについて、改めてお伝えする場です。ご覧いただき、ご意見をお伺いできれば幸いです。



(2) これまでの経緯

H21年度	外環道の事業化
H21～H22年度	「地区街づくりの会」開催 「東名ジャンクション周辺地区街づくり方針」の策定
H25～H26年度	「街づくり検討会」開催 「街づくり検討会」での検討のとりまとめ
H27年度	「道路ネットワークの配置（案）等」の公表 区画道路の意見交換会
H28年度	地区計画（方針案）の意見交換会
H29年度	地区計画（たたき台）の意見交換会
R1年度	地区計画（素案）の説明会 ○説明内容 地区計画（素案）用途地域等の変更（素案）



(3) 見直しの内容

(1) 区画道路の配置

- 一部の路線の位置づけを見直し、地区の都市基盤を整える上で欠かせない路線を区画道路として位置づけます。

(2) 隅切の確保

- 地区の安全性を高めるため、全ての道路の交差点で見通しのための空間（隅切）を確保します。

(3) 建築物の不燃化

- 世田谷通り沿道地区および多摩堤通り沿道地区では、建替え時に燃えにくい建築物に誘導します。

2. 街づくりルールの見直しについて

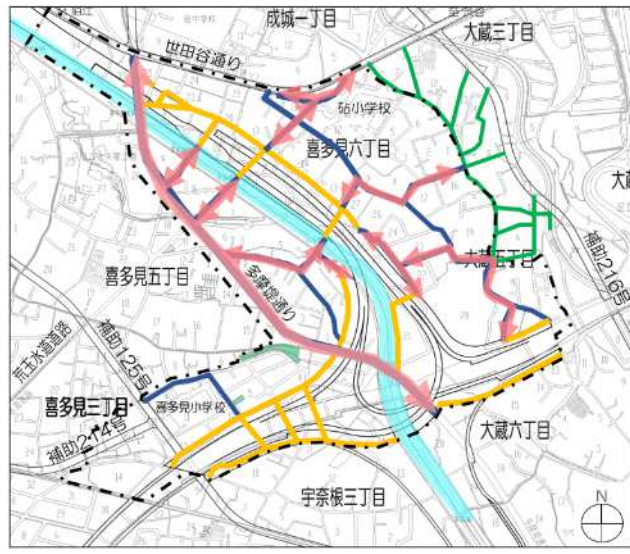
②

(1) 区画道路の配置

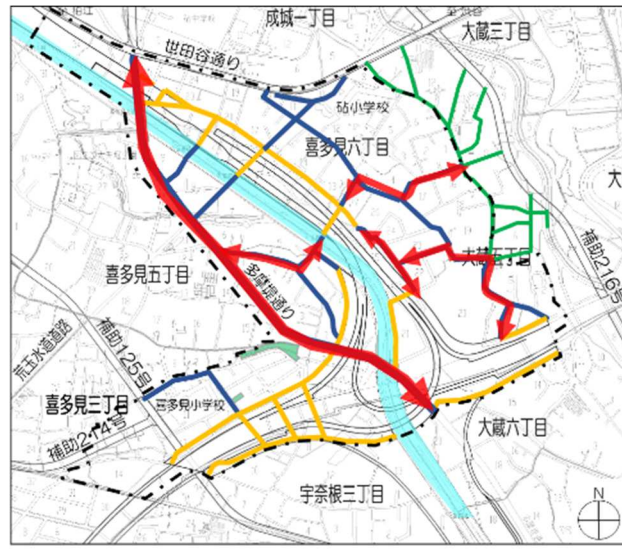
●見直しの視点

- ・地区の都市基盤を整える上で欠かせない路線を、下記3点の考え方から再検討しました。

1. 機能補償道路から連続する区画道路の配置



2. 隣接地区の区画道路と幅員6mの道路ネットワークの構築



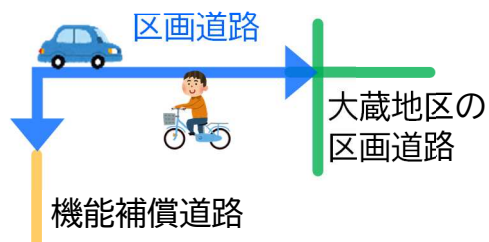
3. 消防活動困難区域の解消



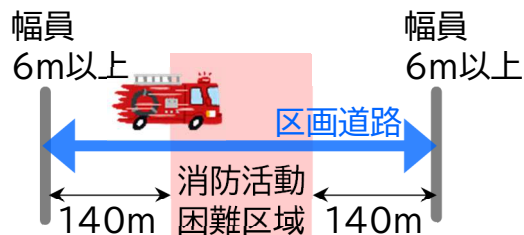
●見直し（案）

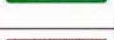
- ・見直しの視点を踏まえ、欠かせない路線（）を区画道路として位置づけます。

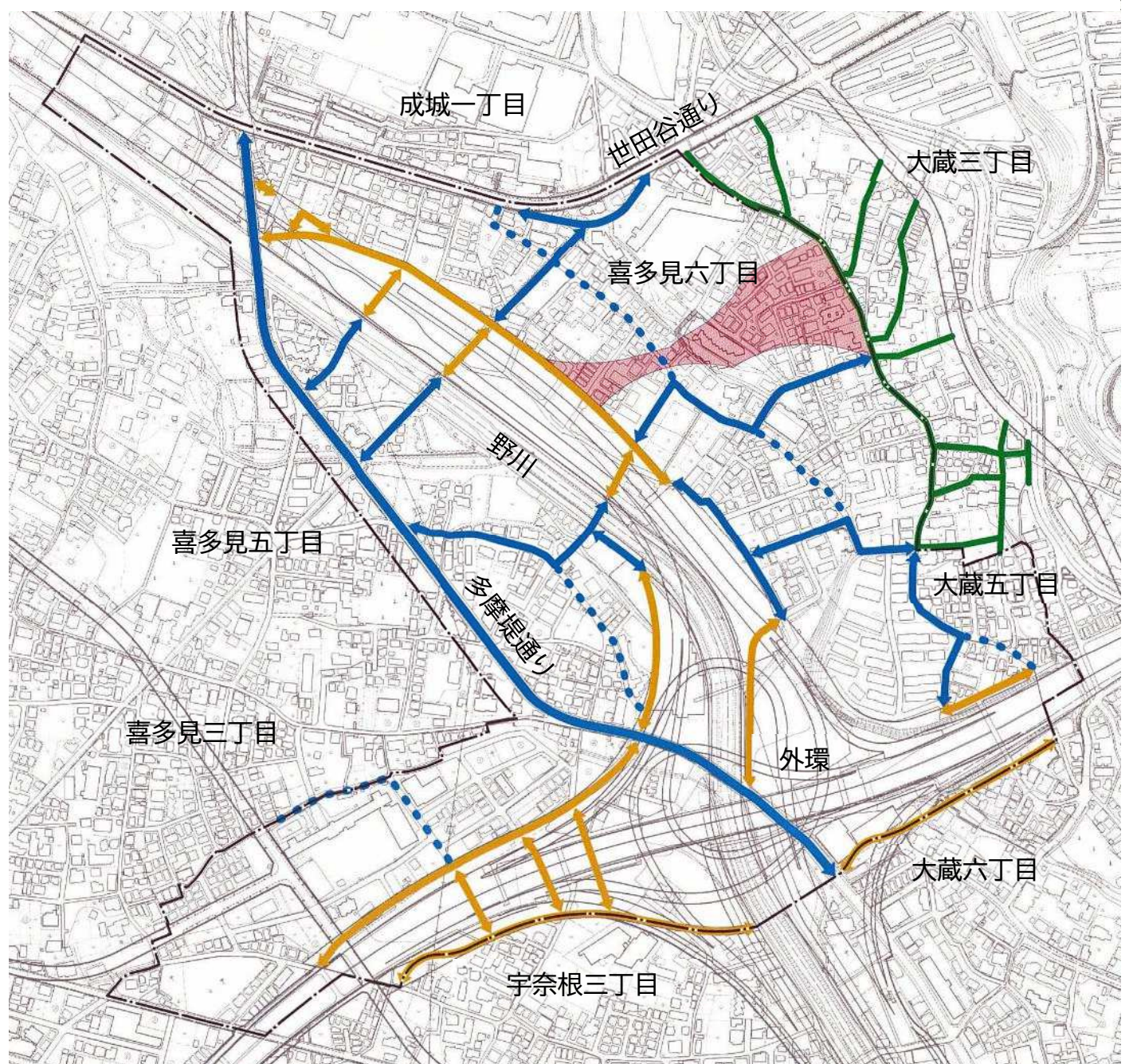
◇見直しの視点1、2のイメージ



◇見直しの視点3のイメージ



	地区計画区域
	区画道路 (幅員6m、多摩堤通りのみ12~18m)
	機能補償道路
	区画道路に位置づけない道路
	大蔵地区の区画道路
	解消される消防活動困難区域



(2) 隅切の確保

●見直しの視点：見通しの良い安全な道路空間の確保

- ・見通しの良いより安全な道路空間を確保するために、機能補償道路を除く道路が交わる全ての交差点において隅切を確保したいと考えています。

●見直し（案）

- ・敷地の角を頂点とする二等辺三角形の部分において、下記の通り建築物の外壁、柱などを後退させ、道路状に整備する。

区画道路同士の交差点部 ● 底辺 3 m

その他の交差点部※ ● 底辺 2 m

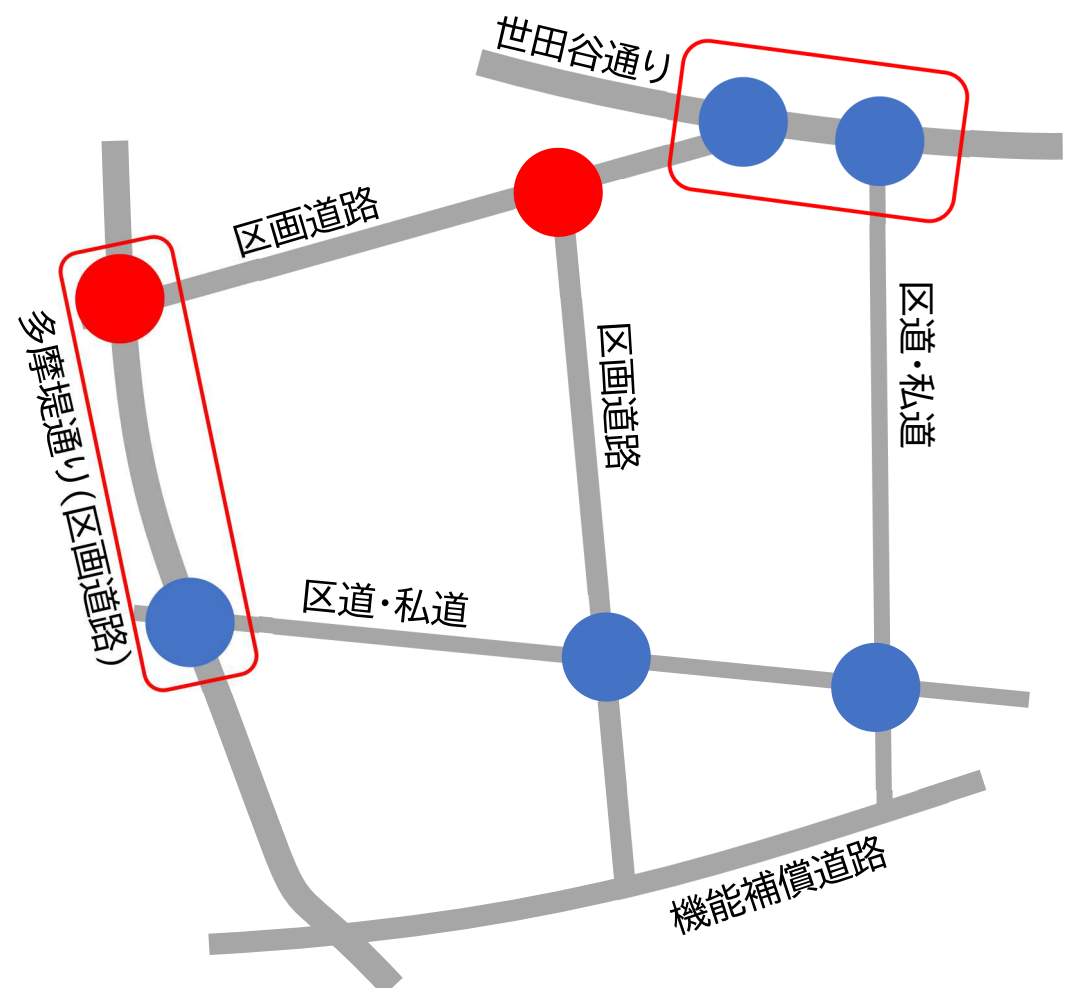
※機能補償道路の交差点部を除く

◇素案で示した隅切りの確保

- ・多摩堤通りを除く区画道路同士、もしくは区画道路と区道が交わる角敷地では、底辺 3 m の二等辺三角形の部分について、外壁等を後退させる。



◇見直し(案)での隅切りの確保



● 3m ● 2m ○ 2m(幅員6m未満同士の交差点部)
東京都建築安全条例

素案から追加した箇所

◇機能補償道路とは？

- ・外環道事業により分断される生活道路について、今までの道路機能を代替するための道路

◇消防活動困難区域とは？

- ・円滑な消防活動を行うために必要な幅員 6 m 以上の道路から、消防ポンプ車のホースが到達する一定の距離（140m）以上離れた区域

(3) 建築物の不燃化

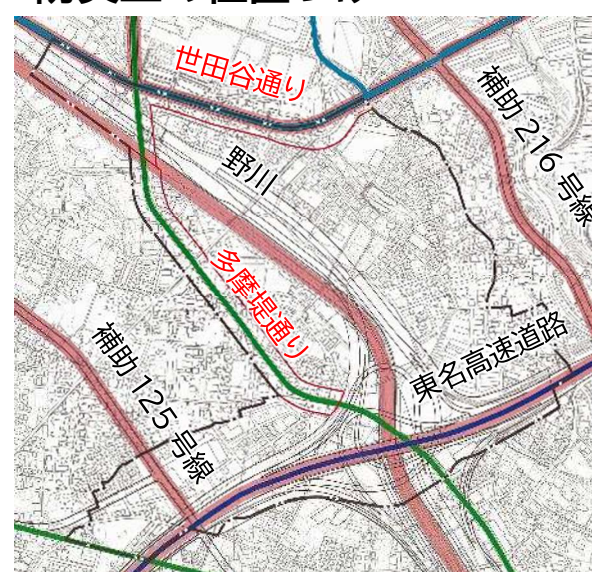
●見直しの視点：沿道建築物の不燃化の促進

- ・世田谷通りと多摩堤通りが、災害時の緊急輸送道路や延焼遮断帯に位置付けられていることを踏まえ、安全な避難や円滑な消防活動等のために、沿道ではより燃えにくい構造の建物を誘導します。

●見直し（案）

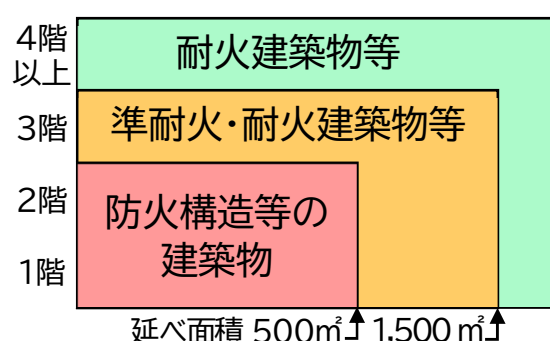
- ・世田谷通り・多摩堤通り沿道では、新たに建築する建築物は、耐火建築物等又は準耐火建築物等とするよう努める。

◇世田谷通りと多摩堤通りの防災上の位置づけ

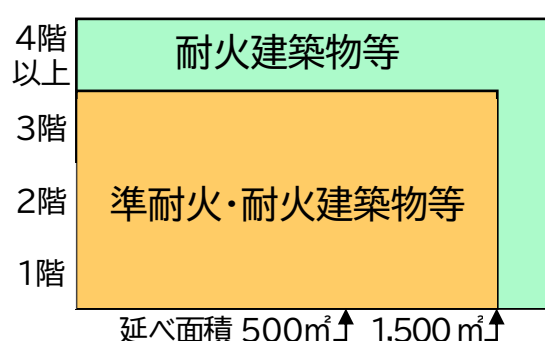


	地区計画区域
	高速道路（第1次緊急輸送道路）
	東京都緊急輸送道路障害物除去路線
	世田谷区緊急輸送道路障害物除去路線
	延焼遮断帯

<現在(準防火地域)>



<見直し後>



◇構造制限

	防火構造等の建築物	準耐火建築物	耐火建築物
構造	・木造（外壁モルタル塗り）等	・鉄骨造 ・木造（壁・柱・床等に防火被覆）等	・鉄筋コンクリート造 ・鉄骨造（壁・柱・床等に防火被覆）等
耐火性能※	弱 建築物の燃えにくさ 強		
	・外壁・軒裏のみ耐火性のある材料を使用 ・火災に耐える時間 外壁・軒裏：30分間	・主要な構造部（壁・柱・床・はり・屋根・階段）にも耐火性のある材料を使用 ・火災に耐える時間 外壁・柱・床等：45分間 屋根・階段：30分間	・火災に耐える時間（4階建以下の場合） 外壁・柱・床等：60分間 屋根・階段：30分間

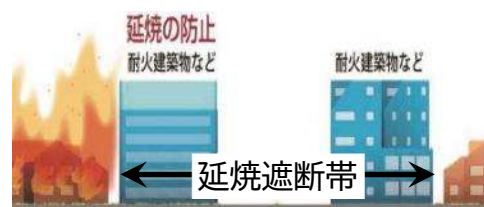
※耐火性能の時間(火災に耐える時間)は、加熱開始後に構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じてはならない時間

◇緊急輸送道路とは？

震災時の救助や物資輸送等を円滑に行うため、応急活動の中心となる防災拠点や庁舎等を相互に結ぶ道路のことで、避難や消防活動等を行う上でも有効な空間。

◇延焼遮断帯とは？

道路と沿道の耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間のこと。市街地火災の延焼を阻止する機能を果たし、震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワーク等の機能も担う。



3. 街づくりルール検討案

5

(1) 街づくりの目標

安全性、防災性の向上に資する道路ネットワークの形成

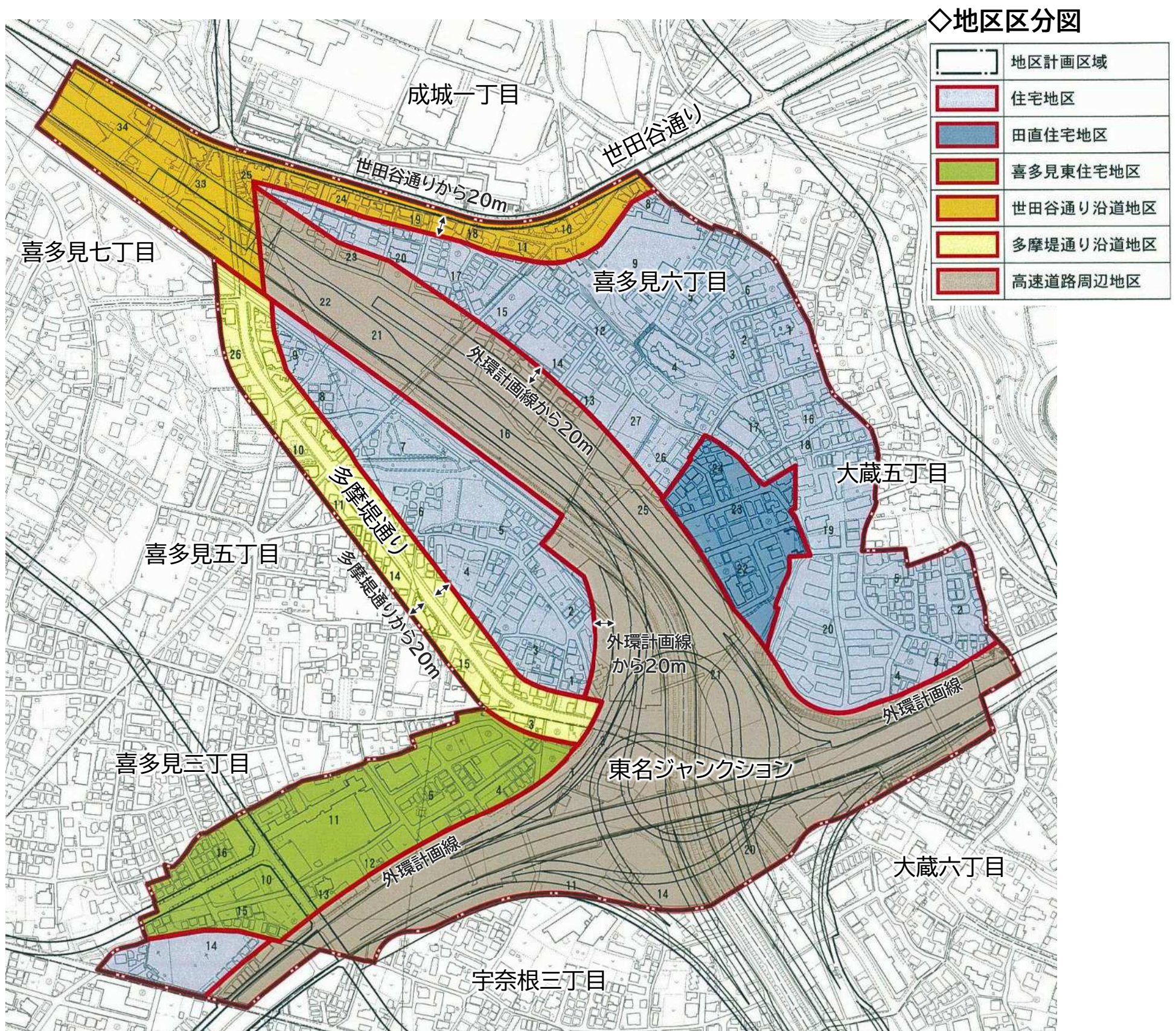
世田谷通り、多摩堤通りの沿道に生活利便施設が立地し、
住宅・商業・業務機能等が調和した暮らしやすい街並みの形成

野川や国分寺崖線などのみどり豊かな自然環境と調和した良好な街並みの形成

ジャンクション上部空間等の土地利用と周辺住環境が調和した街並みの形成

(2) 土地利用の方針

- ・地区の特性に応じて、6地区ごとの土地利用の方針を定める。



(3) 地区施設（道路、公園）の整備の方針と配置等

○区画道路（）

- ・ 消防活動困難区域の解消や機能補償道路、周辺の地区幹線道路等とのネットワークを踏まえ、区画道路を配置する。

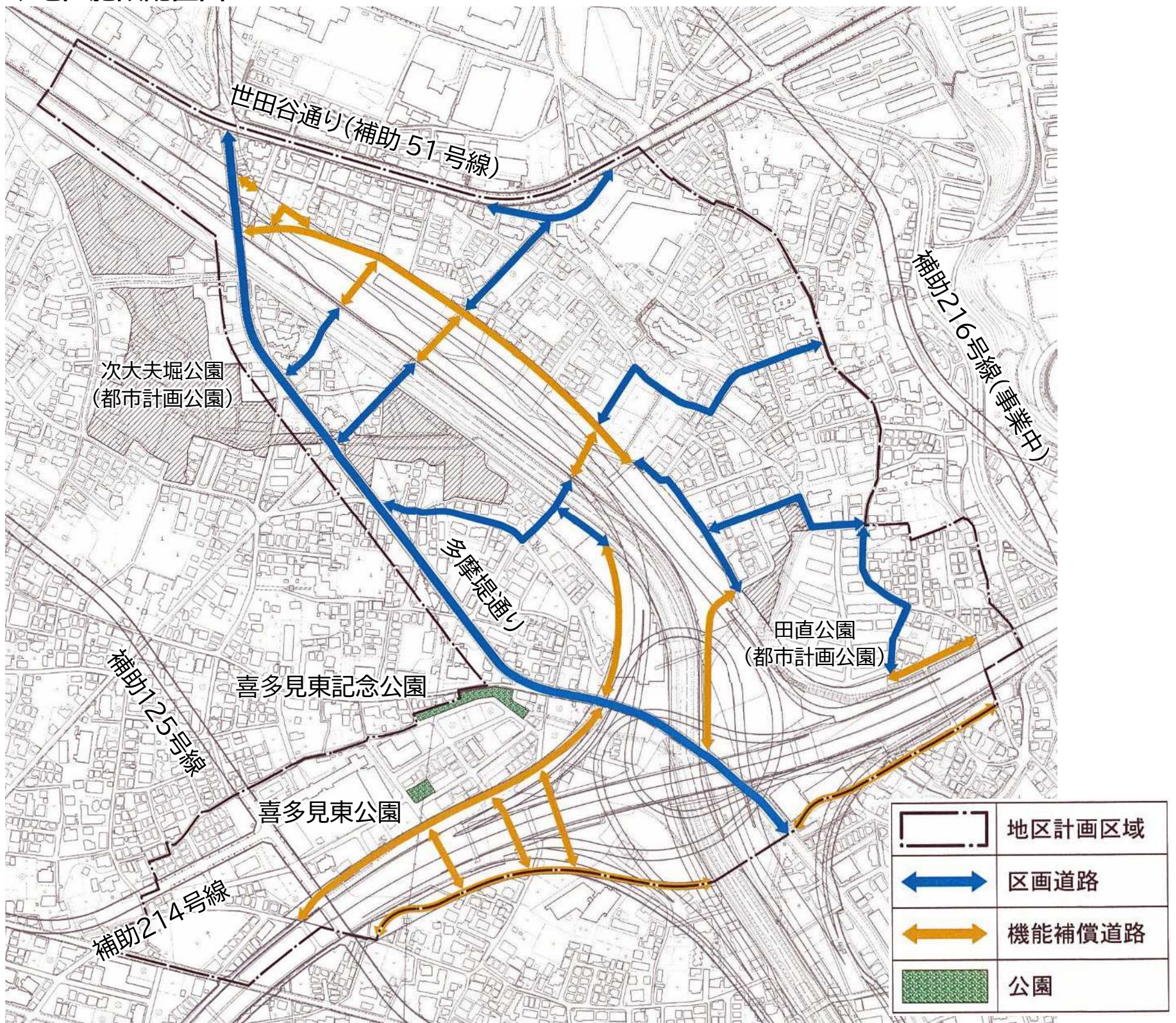
○機能補償道路（）

- ・ 外環道の整備に伴い、分断される生活道路や沿道サービスの機能を補償する機能補償道路を配置する。

○公園（）

- ・ 住民の憩いの場やみどりの維持、保全のため、公園を配置する。

◇地区施設配置図



◇地区施設とは？

- ・ 地区計画において、地区の特性にあわせ、道路や広場・公園などの公共施設を必要に応じて位置づける地区の都市基盤

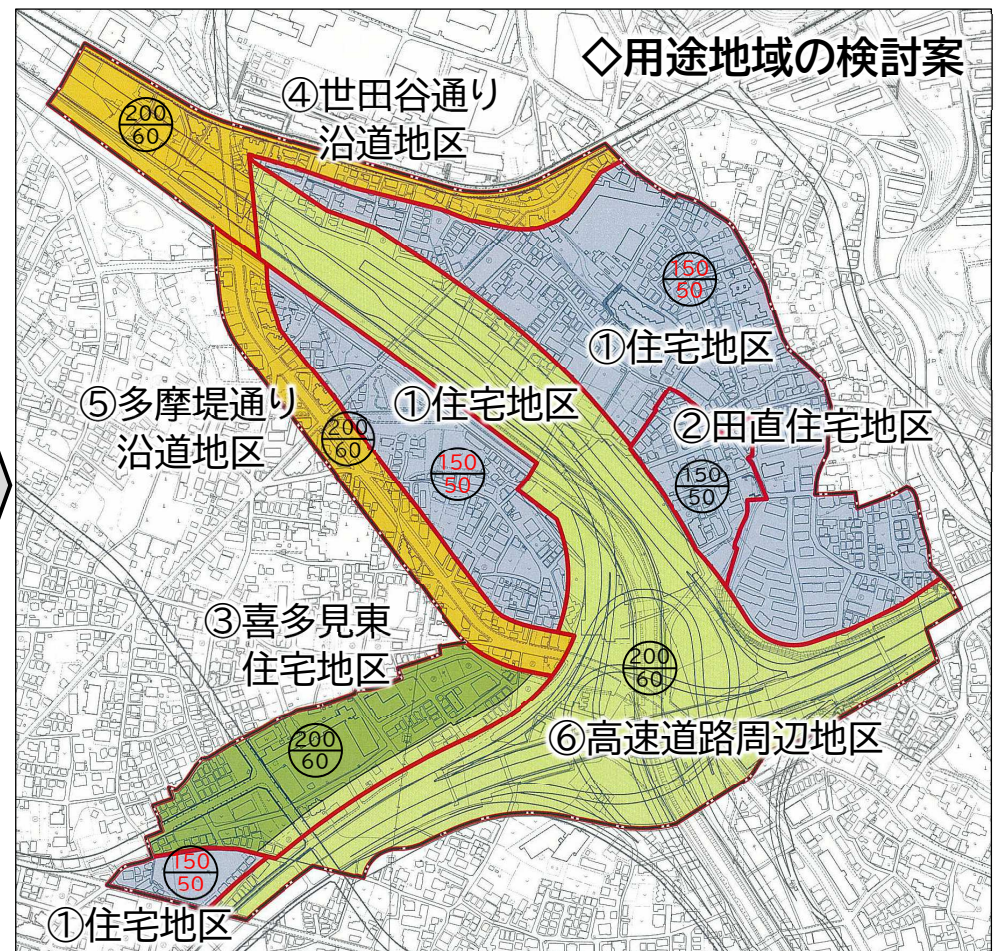
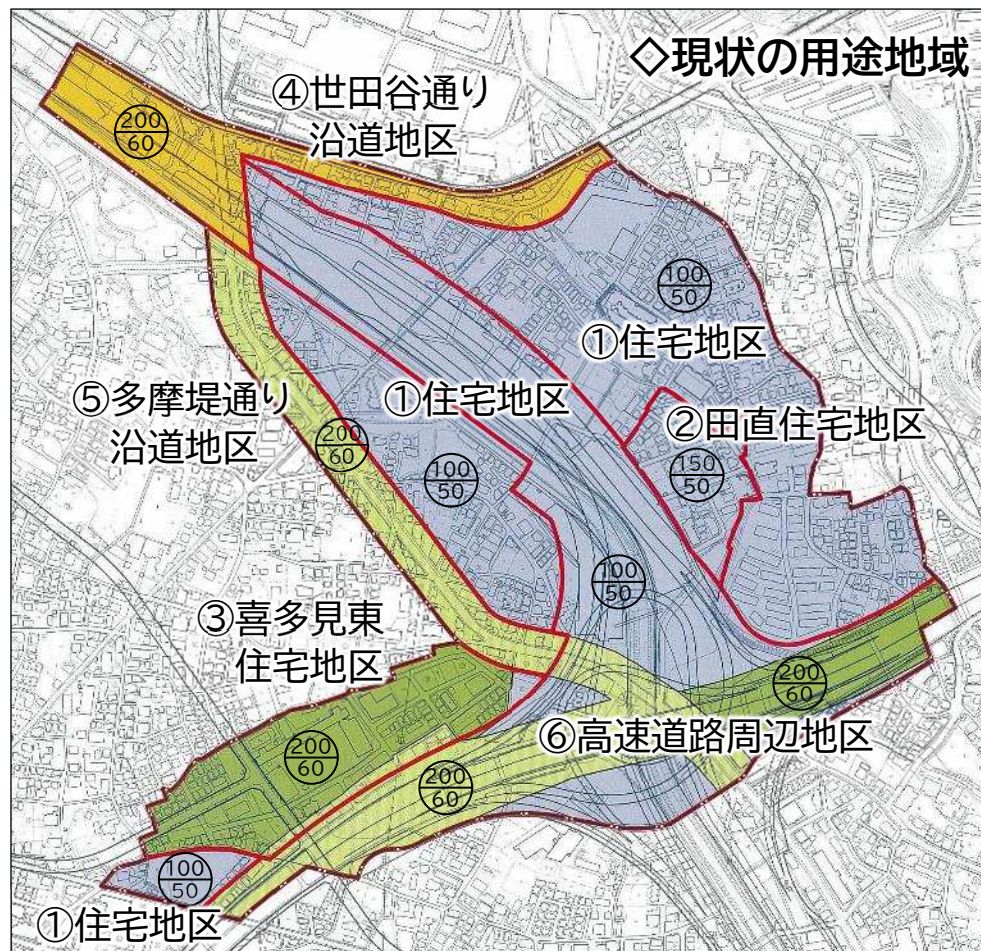
◇次大夫堀公園などはなぜ位置づけないの？

- ・ 次大夫堀公園や田直公園、世田谷通り、補助125号線などは、都市の健全な発展と秩序ある整備のために定める都市計画施設です。
- ・ すでに法的に決められた施設なので、地区計画には位置づけていません。

(4) 用途地域の検討案

- ・外環道東名ジャンクション周辺地区の土地利用を適切に誘導するために、地区計画等の策定に併せて、用途地域や高度地区等の変更を予定しています。

※用途地域の変更は東京都が行います。
皆様のご意見を踏まえ、東京都と協議してまいります。



■ 第一種低層住居専用地域(一低) ■ 第一種中高層住居専用地域(一中高) ■ 第二種中高層住居専用地域(二中高) ■ 第一種住居地域(一住) ■ 地区区分境

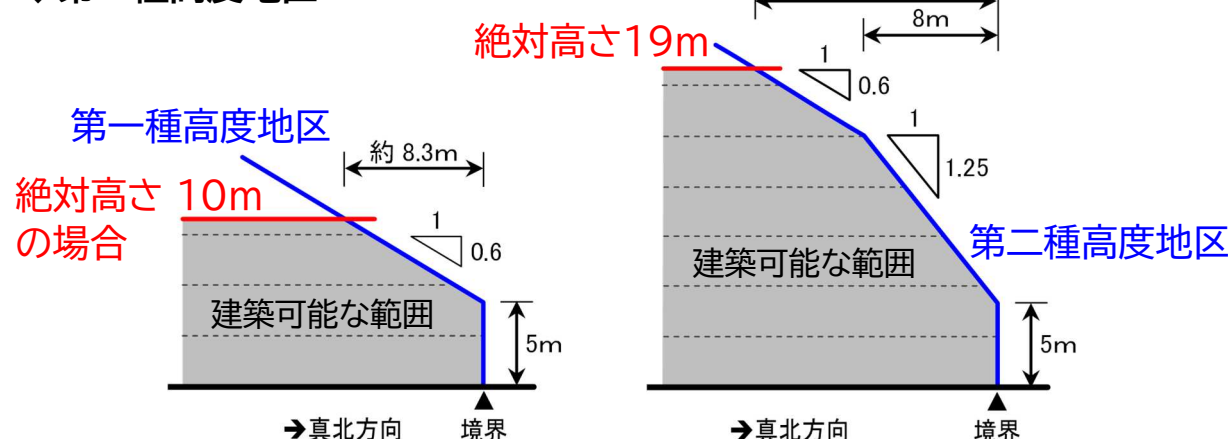
◇用途地域の変更に伴う容積率等の変更

	用途地域	東京都決定				世田谷区決定	
		容積率(%)	建蔽率(%)	絶対高さ(m)	敷地面積の最低限度(m ²)	高度地区	防火地域
①住宅地区	一低	100→150	50	10	80	1高	準防火地域
②田直住宅地区	一低	150	50	12	80	1高	
③喜多見東住宅地区	一低	100→200	50→60	10→-	80→70	1高→19m2高	
	一中高 → 一・二中高	200	60	-	70	19m2高	
	二中高	200	60	-	70	19m2高	
④世田谷通り沿道地区	一住	200	60	-	70	25m2高	
⑤多摩堤通り沿道地区	二中高 → 一住	200	60	-	70	25m2高	
⑥高速道路周辺地区	一低	100→200	50→60	10→-	80→70	1高→19m2高	
	一中高 → 二中高	200	60	-	70	19m2高	
	二中高	200	60	-	70	19m2高	

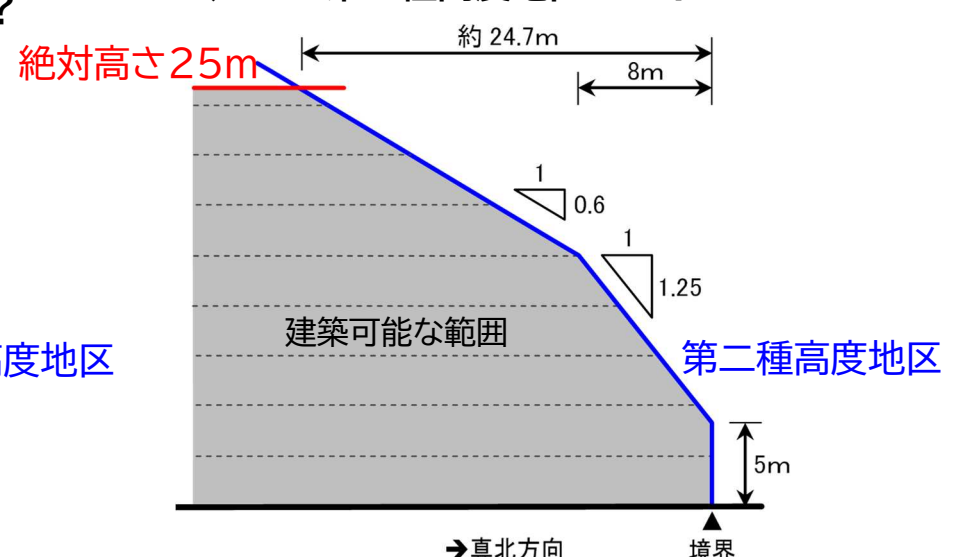
※容積率、建蔽率、絶対高さ等は、地区計画や風致地区でより厳しく制限される部分もあります

◇19m第二種高度地区とは？

◇第一種高度地区



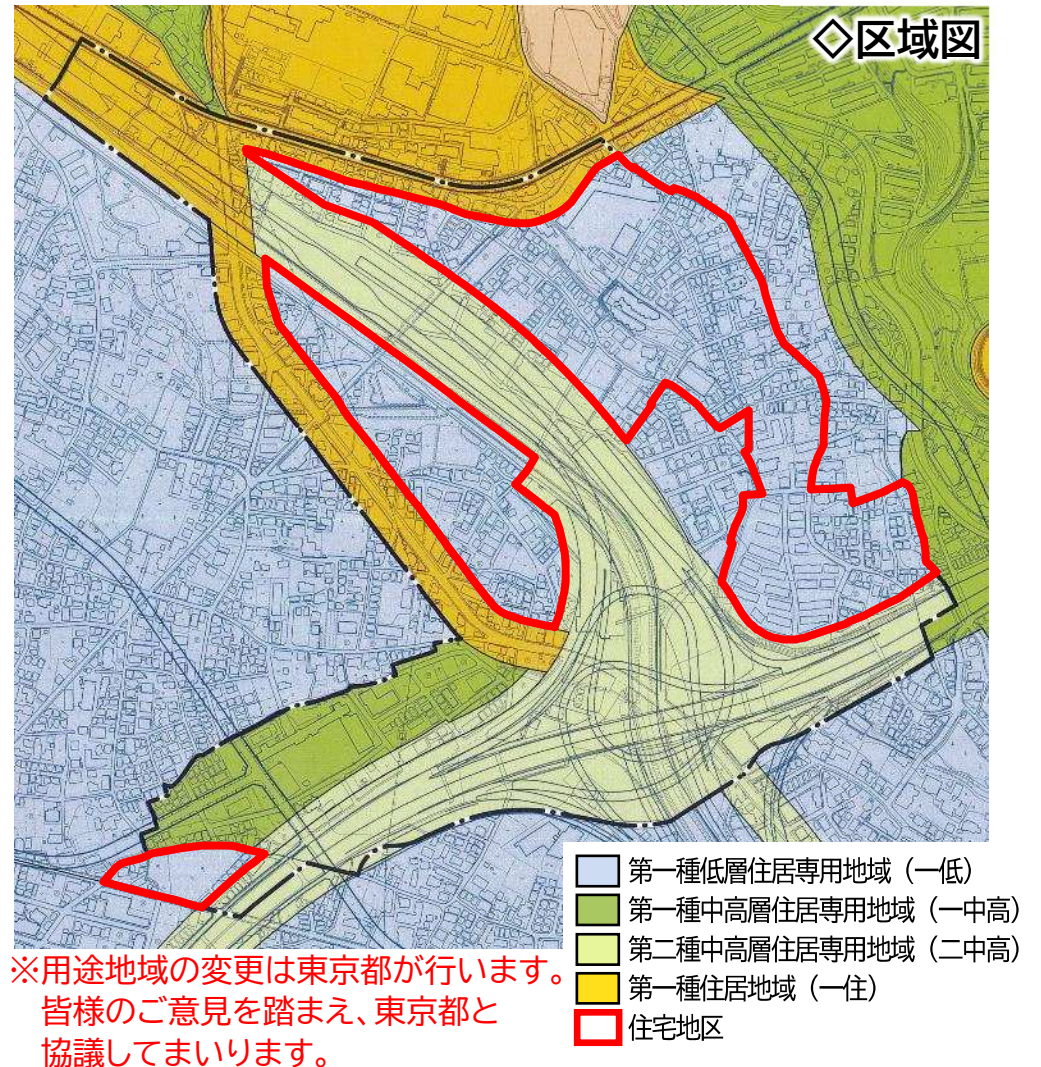
◇25m第二種高度地区とは？



(5) 地区別のルール ①【住宅地区】

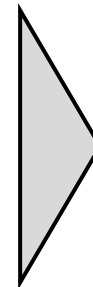
■土地利用の方針

- ・地区施設の整備にあわせた合理的な土地利用とともに、みどり豊かな自然環境と調和した低層でゆとりある良好な住環境の形成を図ります。



■街づくりルール of 検討案

	【現在のルール】	
	用途地域	地区計画など
用途の制限	一低	—
容積率の最高限度	100%	80% ※1
建蔽率の最高限度	50%	40% ※1、※3
敷地面積の最低限度	80㎡	100㎡ ※1
高さの最高限度	10m	— ※4



用途地域	【検討案】	
	用途地域	地区計画など
一低	—	—
150%	区画道路沿道 敷地200㎡以上	100% 120% ※2 150% ※2
50%	—	40% ※3
80㎡	—	100㎡
10m	—	— ※4

※1：道路基盤が整った敷地の場合は適用除外

※2：区画道路が位置付けられた敷地では、敷地面積から区画道路の部分を除いて容積率を算定

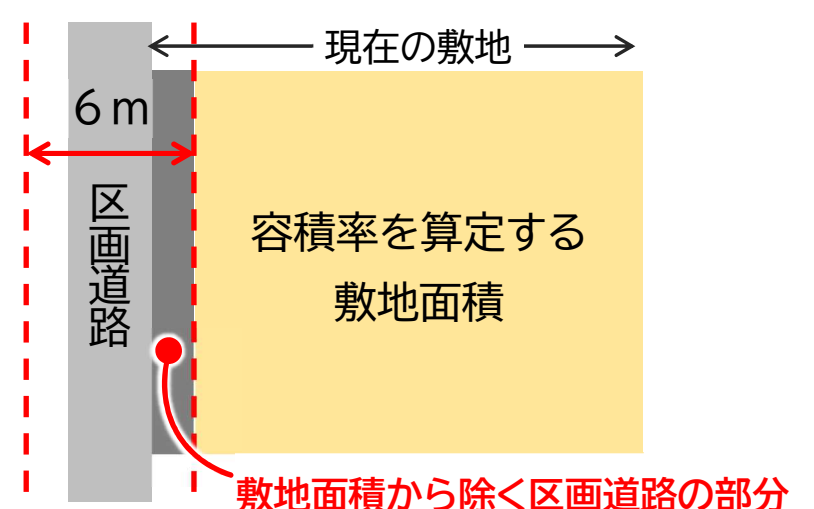
※3：建蔽率は、第二種風致地区により原則40%（緩和規定あり）

※4：高さは、上記の他に第一種高度地区が定められています

◇一低（第一種低層住居専用地域）とは？

- ・低層住宅の良好な住環境を保護するための地域です。
- ・建てられる主な建物用途は以下の通りです。
 - ◇ 一戸建住宅や共同住宅
 - ◇ 小規模なお店や事務所などを兼ね備えた住宅
 - ◇ 小中学校、保育所
 - ◇ 公衆浴場、診療所
 - ◇ 老人ホーム など

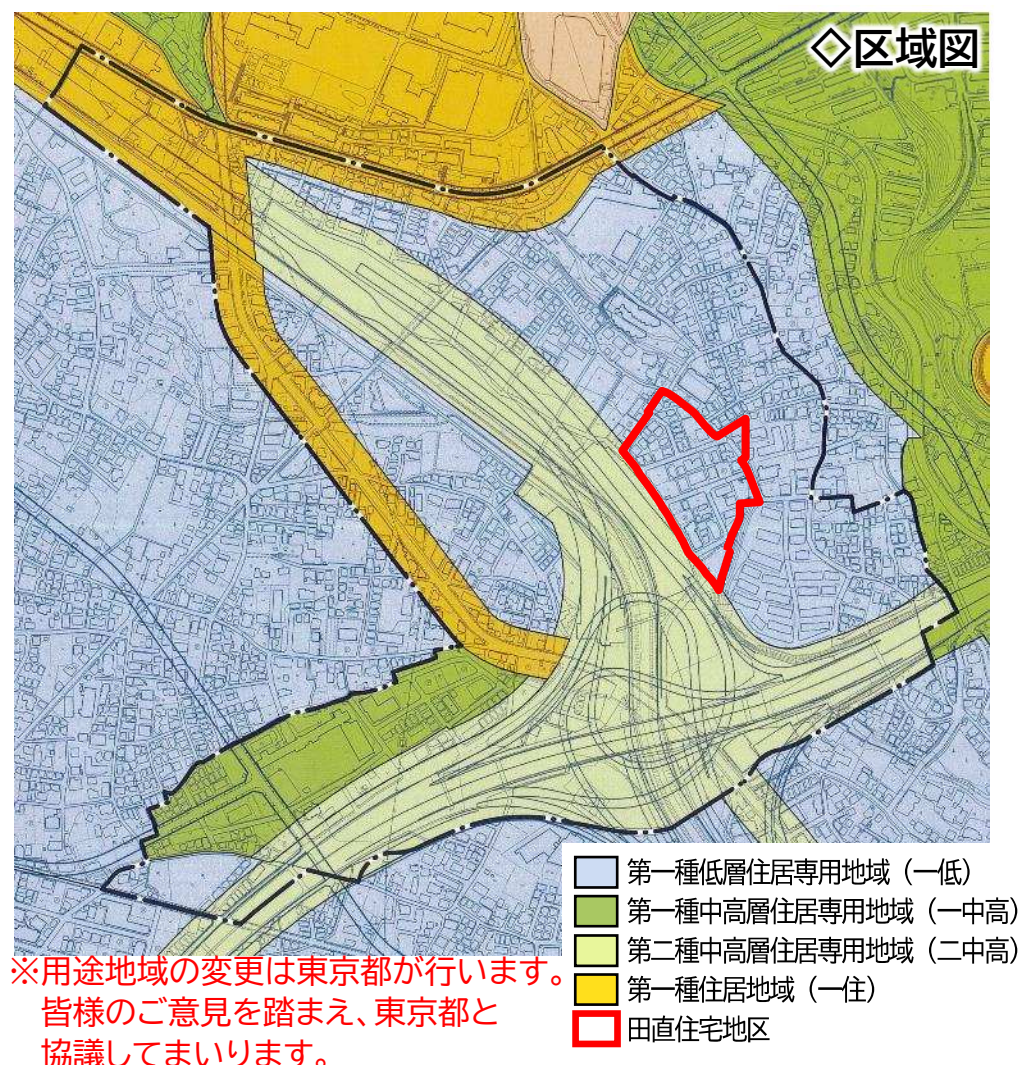
◇ ※2：容積率算定の考え方



②【田直住宅地区】

■土地利用の方針

- ・土地区画整理事業の施行による都市基盤を維持しつつ、みどり豊かな自然環境と調和した低層でゆとりある良好な住環境の形成を図ります。



■街づくりルールの方針

	【現在のルール】		【検討案】
	用途地域	地区計画など	
用途の制限	一低	—	変更なし
容積率の最高限度	150%	敷地 200 m ² 未満 120% 敷地 200 m ² 以上 150%	
建蔽率の最高限度	50%	40% ※1	
敷地面積の最低限度	80m ²	100m ²	
高さの最高限度 ※2	12m	敷地 200 m ² 未満 10m 敷地 200 m ² 以上 12m	

※1：建蔽率は、第二種風致地区により原則40%（緩和規定あり）

※2：高さは、上記の他に第一種高度地区が定められています

◇一低（第一種低層住居専用地域）とは？

- ・低層住宅の良好な住環境を保護するための地域です。
- ・建てられる主な建物用途は以下の通りです。
 - ◇ 一戸建住宅や共同住宅
 - ◇ 小規模なお店や事務所等を兼ね備えた住宅
 - ◇ 小中学校、保育所
 - ◇ 診療所
 - ◇ 老人ホーム など

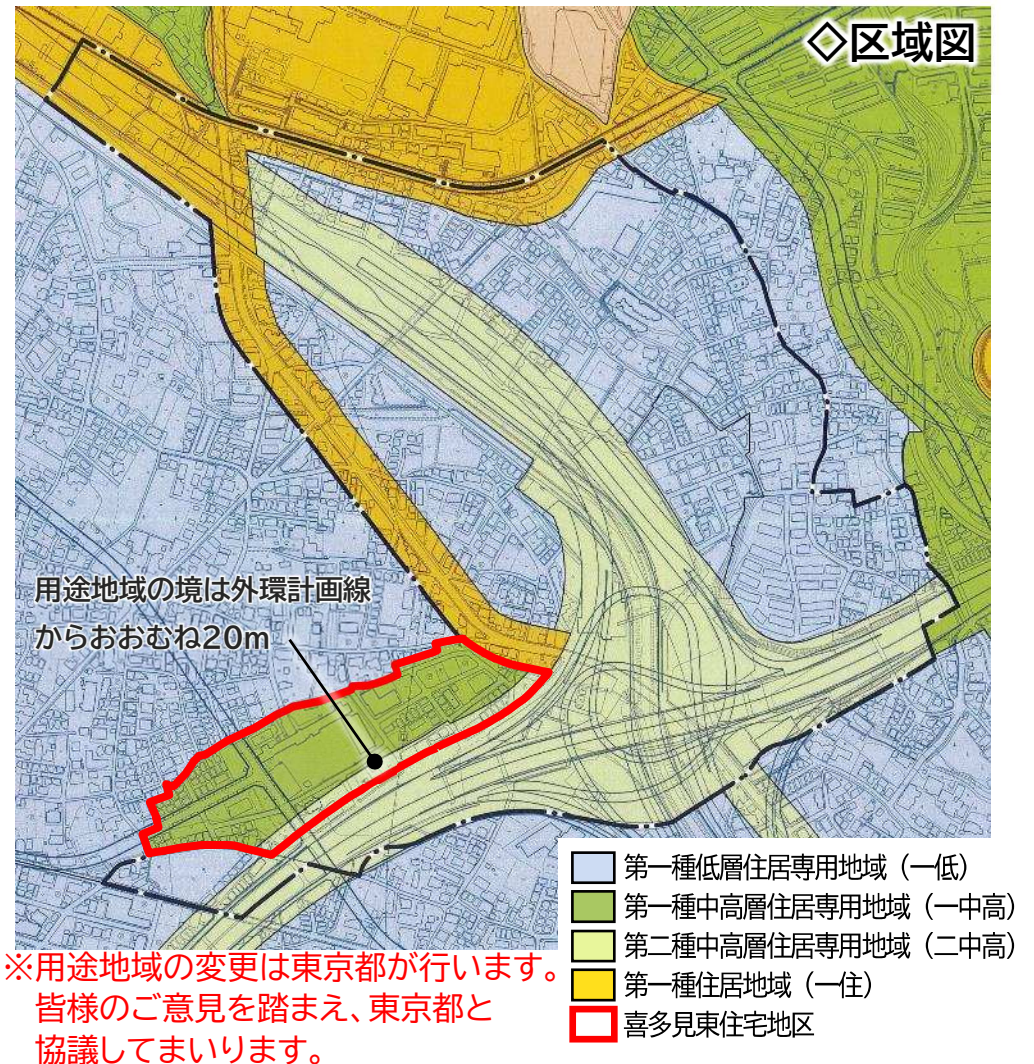
◇田直住宅地区の街づくりの経緯

昭和56年3月31日	東京都市計画事業世田谷南部田直土地区画整理事業 着手
平成2年11月30日	田直土地区画整理事業 完了
平成2年12月6日	田直地区地区計画 策定

③【喜多見東住宅地区】

■土地利用の方針

- ・土地区画整理事業の施行による都市基盤を維持しつつ、みどり豊かな自然環境と調和したゆとりある良好な住環境の形成を図る。



■街づくりルールを検討案

	【現状のルール】		【検討案】
	用途地域	地区計画など	
用途の制限	一・二中高	30㎡未満の戸建・共同住宅は建築不可	変更なし
容積率の最高限度	200%	敷地100㎡未満 100% 敷地200㎡未満 120% 敷地500㎡未満 (敷地面積-200)×4/15+120)/100% 敷地500㎡以上 200%	
建蔽率の最高限度	60%	40% ※1	
敷地面積の最低限度	70㎡	100㎡	
高さの最高限度 ※2	—	敷地100㎡未満 10m 敷地500㎡未満 12m 敷地500㎡以上 15m	

※1：建蔽率は、第二種風致地区により原則40%（緩和規定あり）

※2：高さは、上記の他に19m第二種高度地区が定められています

◇一中高（第一種中高層住居専用地域）とは？

- ・中高層住宅の良好な住環境を保護するための地域です。
- ・建てられる主な建物用途は以下の通りです。
 - ◇ 一戸建住宅や共同住宅
 - ◇ 床面積 500 ㎡以下のお店
 - ◇ 小中学校、保育所
 - ◇ 診療所、病院
 - ◇ 老人ホーム など

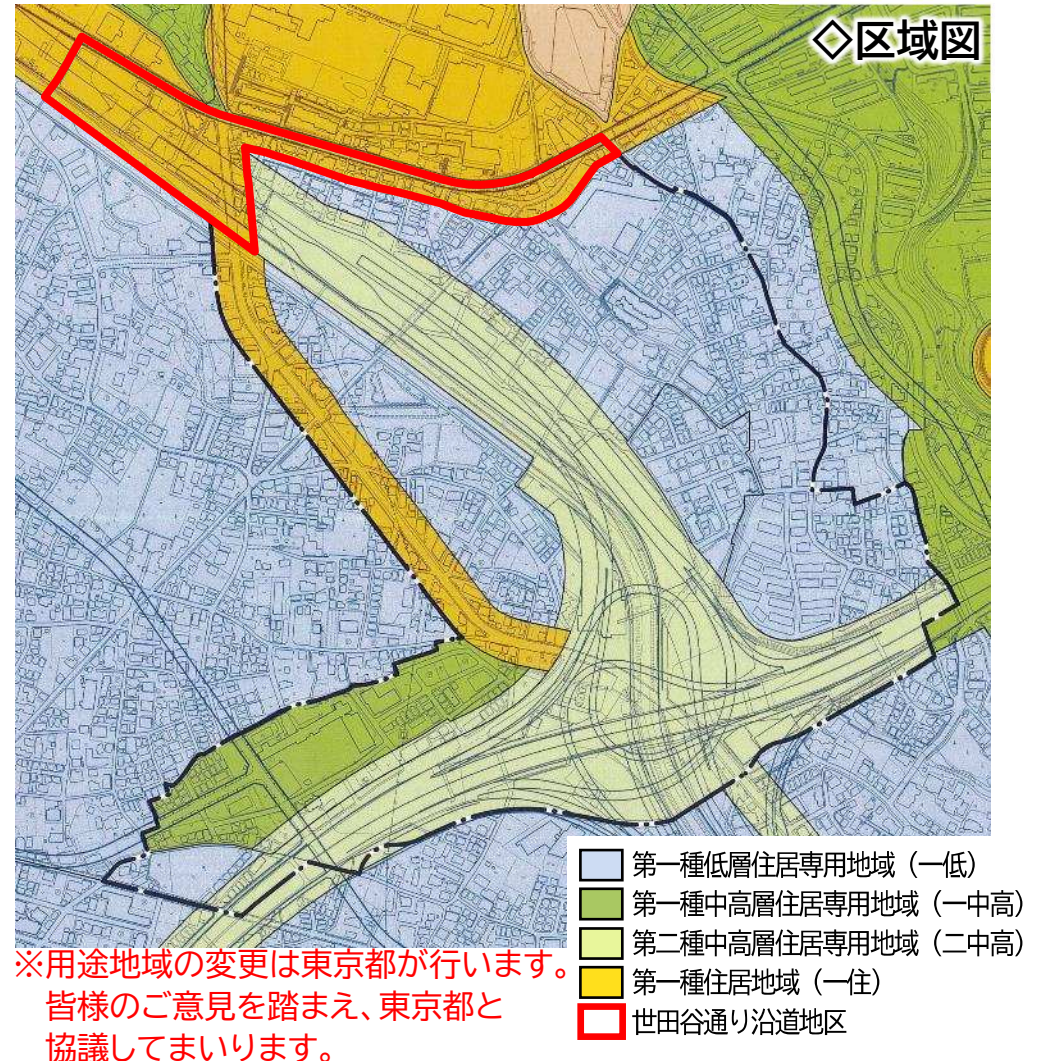
◇喜多見東住宅地区の街づくりの経緯

平成14年 3月12日	東京都市計画事業世田谷南部 喜多見東土地区画整理事業 着手
平成17年 1月19日	世田谷西部地域喜多見地区地区計画 変更(喜多見東住宅地区の追加)
平成25年 2月7日	喜多見東土地区画整理事業 完了

④ 【世田谷通り沿道地区】

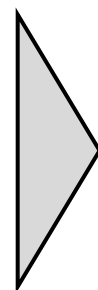
■土地利用の方針

- ・住宅・商業・業務機能等が調和する街並みの形成を図ります。



■街づくりルール of 検討案

	【現在のルール】	
	用途地域	地区計画など
用途の制限	一住	—
容積率の最高限度	200%	—
建蔽率の最高限度	60%	40% ※1
敷地面積の最低限度	70㎡	—
高さの最高限度	—	15m ※2
構造の制限	—	—



用途地域	【検討案】	
	用途地域	地区計画など
一住	—	—
200%	—	—
60%	—	40% ※1
70㎡	—	80㎡
—	—	15m ※2
—	—	耐火建築物等・準耐火建築物等 (詳細はパネル④参照)

※1：建蔽率は、第二種風致地区により原則40%（緩和規定あり）

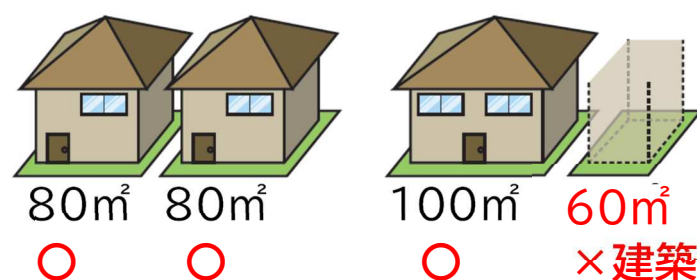
※2：高さは、第二種風致地区により原則15m（緩和規定あり）、
その他に25m第二種高度地区が定められています

◇一住（第一種住居地域）とは？

- ・住居の環境を保護するため定める地域です。
- ・建てられる主な建物用途は以下の通りです。
 - ◇ 一戸建住宅や共同住宅
 - ◇ 小中学校、保育所
 - ◇ 診療所、病院
 - ◇ 老人ホーム
 - ◇ 床面積 3,000 ㎡以下の店舗・事務所 など

◇160㎡の敷地を分割する場合

（敷地面積の最低限度が80㎡の場合）

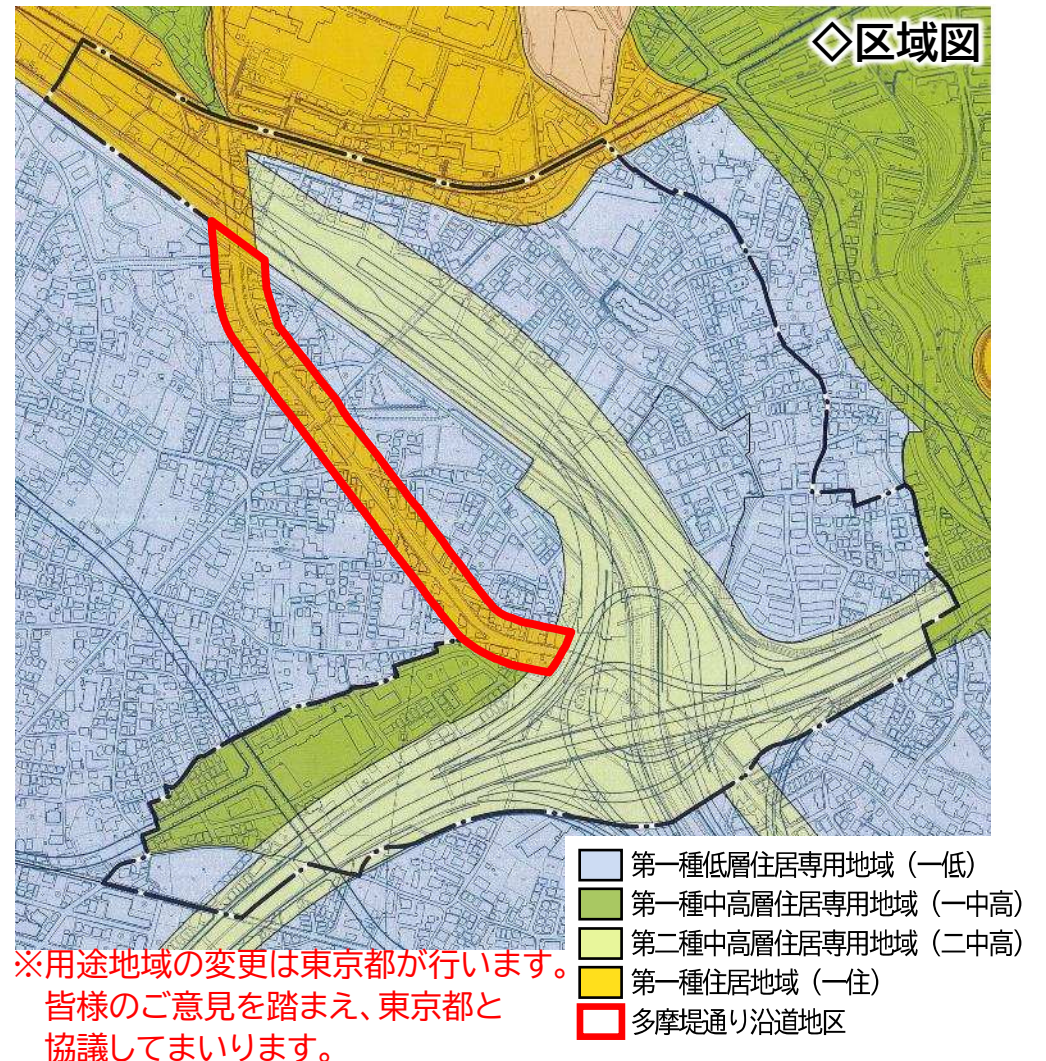


〔基準日より前にその基準に満たない敷地をそのまま使う場合は建築できます〕

⑤ 【多摩堤通り沿道地区】

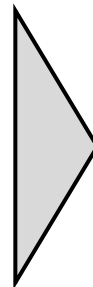
■土地利用の方針

- ・ 後背の住環境と調和を図った生活利便施設を誘導し、住宅・商業・業務機能等が調和する街並みの形成を図ります。



■街づくりルールの検討案

	【現在のルール】	
	用途地域	地区計画など
用途の制限	二中高	—
容積率の最高限度	200%	—
建蔽率の最高限度	60%	40% ※1
敷地面積の最低限度	70㎡	—
高さの最高限度	—	15m ※2
構造の制限	—	—



【検討案】	
用途地域	地区計画など
一住	生活利便施設以外の次の用途は建築不可 スポーツ施設、自動車教習所、畜舎、 事務所(1,500 ㎡超、3階以上)等
200%	—
60%	40% ※1
70㎡	80㎡
—	15m ※2
—	耐火建築物等・準耐火建築物等 (詳細はパネル④参照)

※1：建蔽率は、第二種風致地区により原則40%（緩和規定あり）

※2：高さは、第二種風致地区により原則15m（緩和規定あり）、
その他に25m第二種高度地区が定められています

◇一住（第一種住居地域）とは？

- ・ 住居の環境を保護するため定める地域です。
- ・ 建てられる主な建物用途は以下の通りです。
 - ◇ 一戸建住宅や共同住宅
 - ◇ 小中学校、保育所
 - ◇ 診療所、病院
 - ◇ 老人ホーム
 - ◇ 床面積 3,000 ㎡以下の店舗・事務所 など

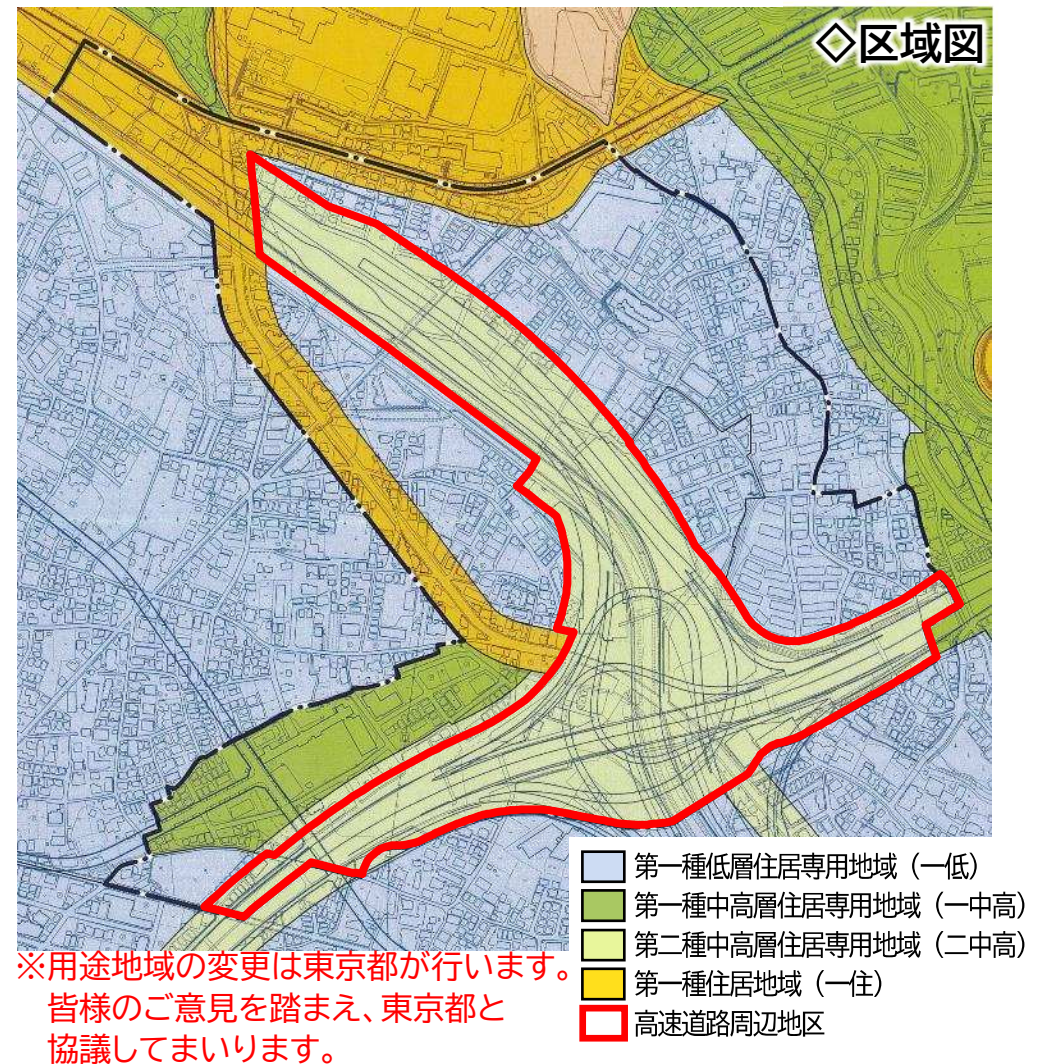
◇なぜ一住（第一種住居地域）に変更するの？

- ・ 多摩堤通りは主要生活交通軸であり、皆様からのご意見を踏まえ、1,500 ㎡を超える総合スーパーなどの生活利便施設を誘導するため、一住への変更を検討しています。
- ・ 二中高（第二種中高層住居専用地域）では1,500 ㎡以下となり、区内で多く見られる規模の総合スーパー等の建築は、ほとんどありません。

⑥ 【高速道路周辺地区】

■土地利用の方針

- ・ジャンクションの整備に伴い創出される上部空間等を有効活用し、広場・公園等の地域コミュニティの場を創出し、運動施設や事務所などの施設を設置しつつ、後背の良好な住環境を保全しながら、沿道等と連続的にぎわいのある街並みの形成を図ります。



■街づくりルールの検討案

	【現在のルール】	
	用途地域	地区計画など
用途の制限	一低 一・二中高	—
容積率の最高限度	100% 200%	80% ※1 —
建蔽率の最高限度	50% 60%	40% ※1、2 40% ※2
敷地面積の最低限度	80㎡ 70㎡	100㎡ ※1 —
高さの最高限度 ※3	10m —	—

【検討案】	
用途地域	地区計画など
二中高	—
200%	—
60%	40% ※2
70㎡	80㎡
—	敷地500㎡未満12m 敷地500㎡以上15m

※1：道路基盤が整った敷地の場合は適用除外

※2：建蔽率は、第二種風致地区により原則40%（緩和規定あり）

※3：高さは、第二種風致地区により原則15m（緩和規定あり）、その他に19m第二種高度地区が定められています

◇二中高（第二種中高層住居専用地域）とは？

- ・主に中高層住宅の良好な住居の環境を保護する地域です。
- ・建てられる主な建物用途は以下の通りです。
 - ◇ 一戸建住宅や共同住宅
 - ◇ 小中学校、保育所
 - ◇ 診療所、病院
 - ◇ 老人ホーム
 - ◇ 床1,500㎡以下の店舗・事務所（2階以下） など

◇なぜ二中高（第二種中高層住居専用地域）に変更するの？

- ・当該地区には、外環道の管理施設等の建築が予定されており、そのためには二中高が必要となります。
- ・あわせて沿道も二中高に変更することで、上部空間と一体にぎわいのある街並みの形成を図ります。

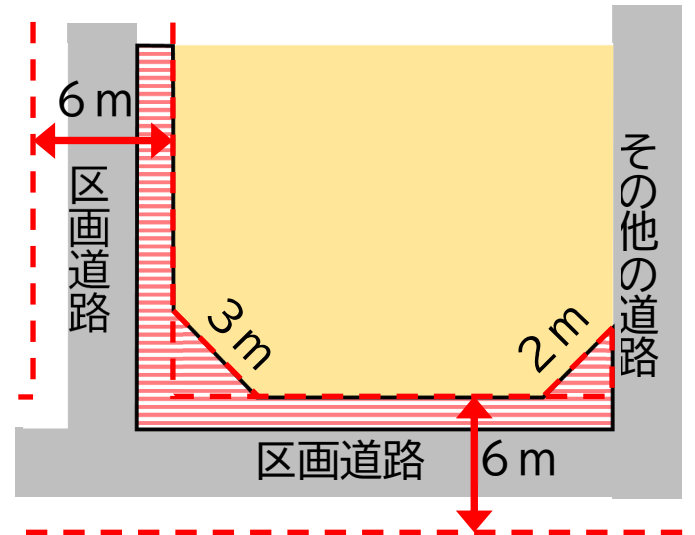
(6) 【各地区共通】のルール

■壁面の位置の制限

- 以下の部分では外壁等※1を後退させる
 - 区画道路の部分（区画道路沿道の敷地）
 - 隅切り部分（道路が交わる角敷地）※2
 - 区画道路同士が交わる角敷地：3m
 - その他の角敷地 ※3：2m

※1：外壁等とは、建築物の外壁、柱の面
 ※2：道路境界線等の交点を頂点とする底辺3mもしくは2mの二等辺三角形の部分
 ※3：機能補償道路の交差部は除く

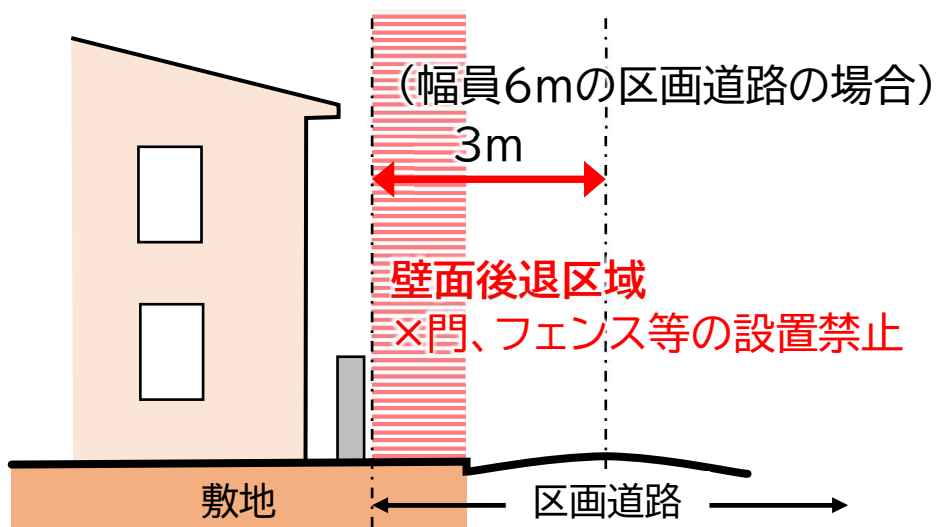
◇壁面後退区域()のイメージ



■工作物の設置の制限

- 上記の壁面後退区域には、門、塀、フェンス、車止め、自動販売機等の工作物の設置を禁止
- 壁面後退区域のうち隅切り部分については、道路状に整備すること

◇工作物の設置の制限のイメージ



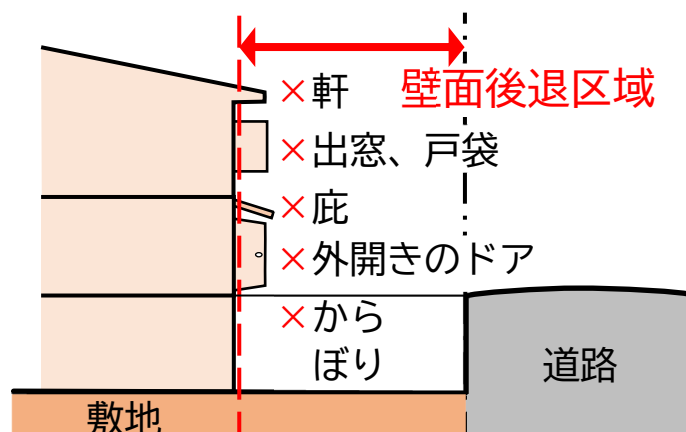
◇道路状整備のイメージ



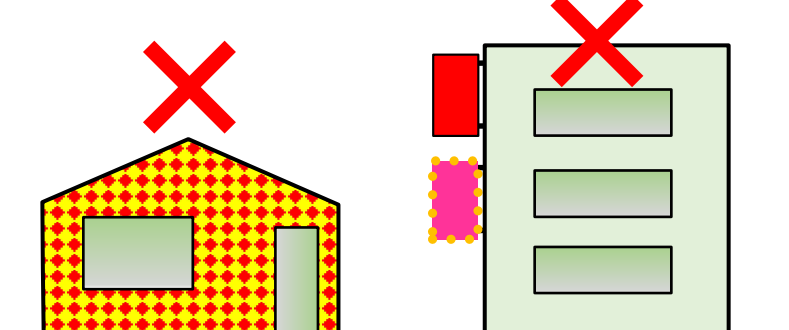
■形態・色彩・意匠の制限

- 壁面後退区域には、軒、庇、手すり、戸袋、出窓、階段、からぼり（ドライエリア）等が突出してはならない
- 建築物等の形態・色彩・意匠は、周囲の環境と調和したものとする
- 屋外広告物等の形態・色彩・意匠は、周囲の街並みに配慮したものとする

◇壁面後退区域で禁止する建築物のイメージ



◇禁止する建築物や広告物のイメージ



(6) 【各地区共通】のルール

■垣又はさくの構造の制限

- ・道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に沿って緑化したものとする

◇生垣のイメージ



◇緑化フェンスのイメージ



■その他の方針

<みどりの保全・創出>

- ・みどり豊かで潤いのある街並みを形成するため、地区内では積極的な既存樹木の保全や新たなみどりの創出に努める

◇既存樹木の保全



<雨水流出抑制施設の整備>

- ・建築物の敷地内に雨水の河川等への流出を抑制するための施設（地下埋設浸透管、浸透ます、透水性舗装、浸透側溝又は貯留施設など）の整備を促進し、浸水被害の防止に努める

◇雨水流出抑制施設のイメージ



雨水浸透ます



浸透(トレンチ)管

■第二種風致地区とは？

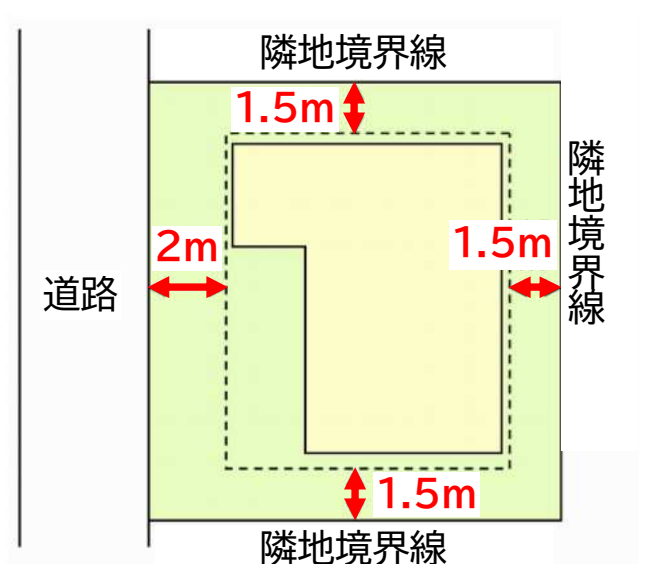
- ・風致地区は自然的景観を維持するために、都市計画法に定める地域地区であり、具体的な内容は東京都が条例により定めています。
- ・本地区は全域が第二種風致地区に指定されています。

◇第二種風致地区の制限

建蔽率	40%
壁面後退距離	道路側2m 隣地側1.5m
建築物の高さ	15m
形態、意匠	周辺の風致と調和

※これらの制限は、緑化等の基準を満たすことで、緩和が適用されます。

◇第二種風致地区の壁面後退のイメージ



4. 今後の進め方

16

今回

街づくりオープンハウス

地区計画等（素案）の見直しに向けた意見交換会
（2月22日 18:30～20:00、23日 10:30～12:00）

来年度
以降

地区計画等（変更素案） 説明会、公告・縦覧、意見募集

地区計画等（原案） 説明会、公告・縦覧、意見募集

地区計画（案） 公告・縦覧、意見募集

都市計画決定

今回皆様から頂いたご意見を踏まえ、区では変更素案の取りまとめに取り組んでまいります。
変更素案は来年度以降、改めて皆様にご説明する機会を設けます。
今後とも外環道東名ジャンクション周辺地区の街づくりにご理解とご協力をお願いします。

5. 市街化の履歴

16

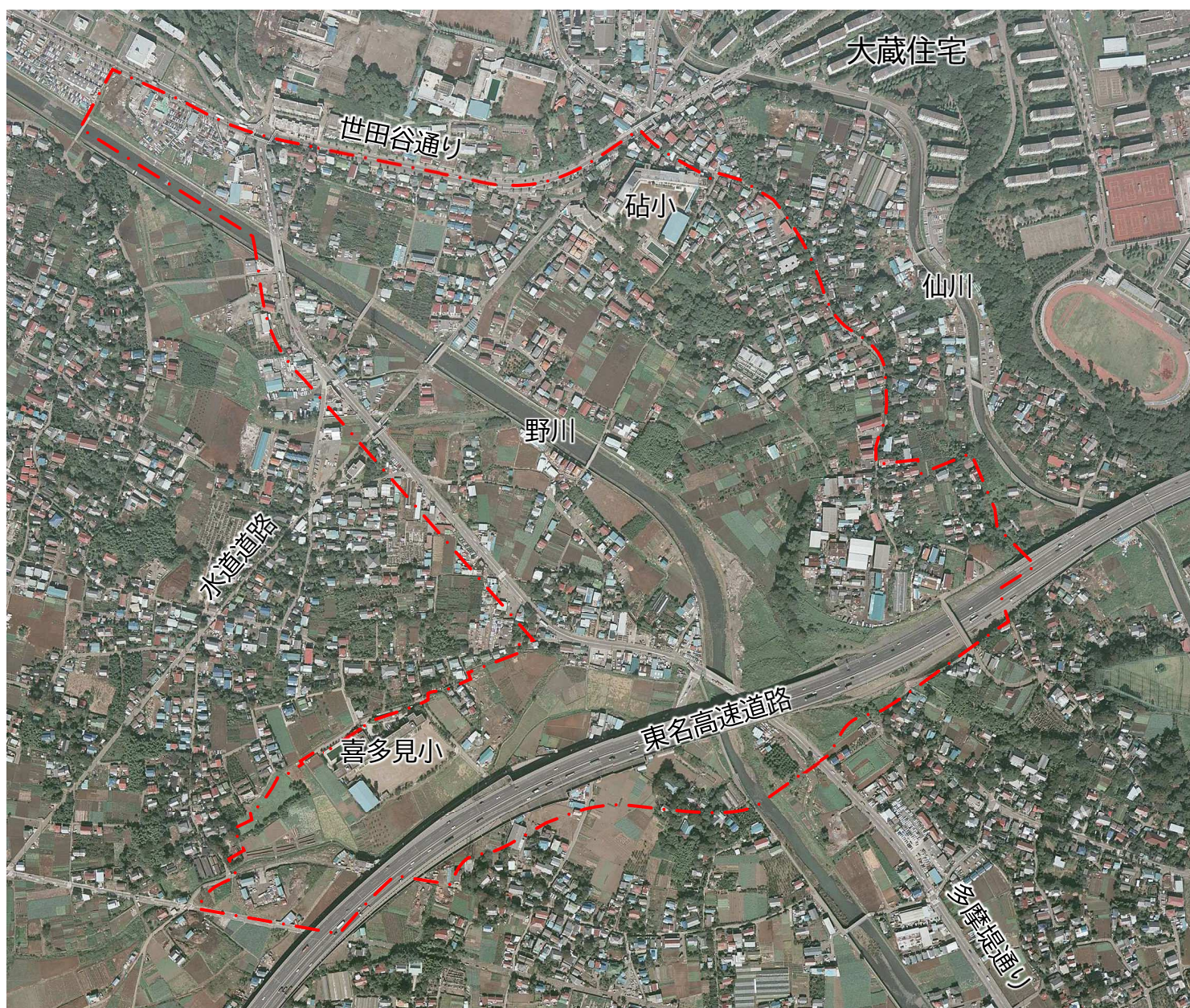
①2023(令和5)年

- ・外環道
2009（H21）事業化
- ・次太夫堀公園
1982（S57）開園
- ・田直区画整理事業
1980～1990（S55～H2）
- ・打越区画整理事業
1982～1994（S57～H6）
- ・喜多見東区画整理事業
2001～2012（H13～24）



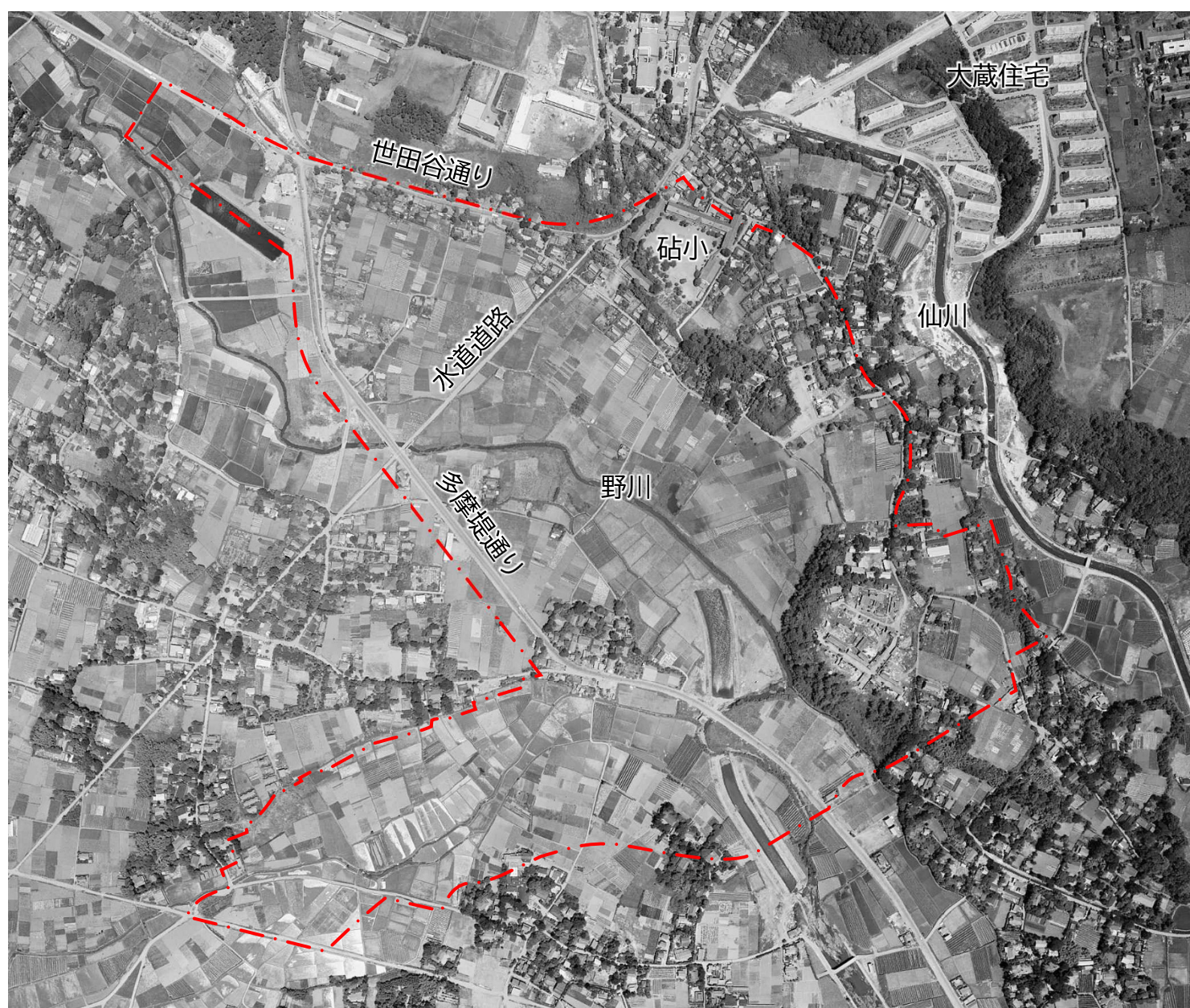
②1979(昭和54)年

- ・ 東名高速道路
1968 (S43) 年開通
- ・ 喜多見小学校
1972 (S47) 年開校



③1963(昭和38)年

- ・ 砧小学校
1873 (M6) 開校
- ・ 野川
1956 (S31)
都市計画決定
- ・ 仙川
1958 (S33)
都市計画決定
- ・ 大蔵住宅
1959 (S34) 建設



※出典：地図・空中写真閲覧サービス（国土地理院）